

告 発 状

岐阜地方検察庁 検事正 殿

2014年11月10日

告発人ら代理人 (略)

【 当事者の表示 】

告 発 人 (関係当事者4名 氏名表記略)

被 告 発 人 岐阜県警察の職員である住所及び氏名が不詳の者ら

第1 告発の趣旨

被告発人らの下記行為は、地方公務員法違反（地方公務員法60条2号、同34条1項、刑法60条）に該当すると考えますので、被告発人らの厳重な処罰を求めます。

第2 告発事実

- 1 被告発人らは、共謀して、いずれも岐阜県大垣市江崎町422番地10所在の岐阜県警察大垣警察署において、下記のとおり、警察署職員としての調査活動により得た告発人らの情報を株式会社シーテックの従業員らに告げ、もってその職務上知りえた秘密を漏らしたものである。

記

(1) 時期 2013年8月7日

- ① 告発人松島及び同三輪が「風力発電に関わらず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であること」
- ② 告発人松島及び同三輪が「活発に自然破壊反対や希少動物保護の運動にも参画し」ていること
- ③ 告発人松島及び同三輪が「法律事務所の「ぎふコラボ」とつながりを持っている」こと
- ④ 告発人近藤が、「自然破壊につながることに敏感に反対する」人物であること、大垣市内に在住していること、60歳を過ぎていること、東京大学を中退していること

(2) 時期 2014年2月4日

- ① 告発人松島が「ぎふコラボの後援会役員になったこと」
- ② 告発人松島が「ぎふコラボ」に「風力発電事業に関して相談を行った気配がある」こと

(3) 時期 2014年5月26日

- ① 告発人三輪が「ぎふコラボの事務局長と強くつながって」いること
- ② 告発人Fが「ぎふコラボ」の事務局長であること、「病気のため入院中である」こと

(4) 時期 2014年6月30日

- ① 告発人近藤が、「風力発電事業の反対活動に本腰を入れそうである」こと

- 2 なお、上記には、真実でないことも含まれているが、いずれも被告発人らが警察署職員としての調査活動によって収集したものであること、一般的に他人に知られたいくないものであること

から、地方公務員法にいう「秘密」に該当するものである。

第3 告発のいきさつ

被告発人らによる上記秘密漏えい行為が、2014年7月24日付け朝日新聞朝刊の報道によって明らかとなった。

同報道を受け、告発人らは、同月31日、岐阜県警本部長及び岐阜県公安委員会に対して、事実関係を調査の上、告発人らに対して調査内容を説明することなどを内容とする申し入れを行ったが、期限である同年8月31日までに何らの回答がなかった。なお、岐阜県警本部長は、岐阜県議会において、本件に関する事実関係の質問を受けたところ、「答弁を差し控えたい」として事の一切を明らかにせず、岐阜県議会議長から注意を受けている。

よって、やむを得ず、本件告発に及んだ次第である。

第4 添付書類

2014年7月24日付け朝日新聞朝刊

以上